

リンク総合法律事務所報酬規定 (消費税別)

2014年2月1日施行

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
法律相談等	1 法律相談 ※法律相談当日に、事件を受任する場合は、当日の法律相談料は無料です。 ※個人・会社を問わず、破産・任意整理事案の初回法律相談料は無料です。	初回市民法律相談料 30分ごとに5000円	「初回市民法律相談」とは、事件単位で、個人から受ける初めての法律相談で、事業に関する相談を除きます。
		一般法律相談料 30分ごとに5000円以上3万円以下	専門性の程度に応じて、相談料が異なります。
		事業者法律相談 30分ごとに1万円以上5万円以下	「事業者法律相談」とは、談話者からの事業内容に関する法律相談で、専門性の程度に応じて、相談料が異なります。
	2 書面による鑑定	鑑定料 複雑・特殊でないときは10万円以上30万円以下	特殊なもの場合は、協議によって、決めます。
民事事件	1 訴訟事件（手形・小切手訴訟事件を除く）、非訟事件、家事審判事件、行政事件及び仲裁事件	着手金 事件の経済的な利益の額が、 300万円以下の場合、8% 300万円を超え3000万円以下の場合、5%+9万円 3000万円を超え3億円以下の場合、3%+69万円 3億円を超える場合、2%+369万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※ 着手金の最低額は10万円	※ 1については、末尾に速算表があります。 ※ 特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。 □算定可能な場合の算定基準 イ 金銭債権 債権総額（利息及び遅延損害金を含む） ロ 将来の債権 債権総額から中間利息を控除した額 ハ 継続的給付債権 債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額 ニ 貨物増減額請求事件 増減額分の7年分の額 ホ 所有権 対象たる物の時価相当額 ヘ 占有権・地上権・永小作権・賃借権及び使用借権 対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、権利の時価がその時価を超えるときは、権利の時価相当額
		報酬金 事件の経済的な利益の額が、 300万円以下の場合、16% 300万円を超え3000万円以下の場合、10%+18万円 3000万円を超え3億円以下の場合、6%+138万円 3億円を超える場合、4%+738万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。	ト 建物についての所有権に関する事件 建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1を加算した額 建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件 ヘに、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額 チ 地役権 承役地の時価の2分の1の額 リ 担保権 被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額 ヌ 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記手続請求事件 ホ、ヘ、チ及びリに準じた額 ル 詐害行為取消請求事件 取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額 オ 共有物分割請求事件 対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は持分の額 ウ 遺産分割請求事件 対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については、相続分の時価の3分の1の額 カ 遺留分減殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額 コ 金銭債権についての民事執行事件 請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を斟酌した時価相当額）
	2 調停及び示談交渉事件	着手金 1に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。 ※ 示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、1又は5の額の2分の1 ※ 着手金の最低額は、原則として10万円	ト 建物についての所有権に関する事件 建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1を加算した額 建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件 ヘに、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額 チ 地役権 承役地の時価の2分の1の額 リ 担保権 被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額 ヌ 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記手続請求事件 ホ、ヘ、チ及びリに準じた額 ル 詐害行為取消請求事件 取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額 オ 共有物分割請求事件 対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は持分の額 ウ 遺産分割請求事件 対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については、相続分の時価の3分の1の額 カ 遺留分減殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額 コ 金銭債権についての民事執行事件 請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を斟酌した時価相当額）
		報酬金 事件の経済的な利益の額が、 300万円以下の場合、4% 300万円を超え3000万円以下の場合、2%+6万円 3000万円を超え3億円以下の場合、1%+36万円 3億円を超える場合、0.6%+156万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。	□算定不能な場合の算定基準 800万円とする。ただし、事件等の難易・軽重・手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額することができる。
	3 契約締結交渉	着手金 事件の経済的な利益の額が、 300万円以下の場合、2% 300万円を超え3000万円以下の場合、1%+3万円 3000万円を超え3億円以下の場合、0.5%+18万円 3億円を超える場合、0.3%+78万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※ 着手金の最低額は原則として10万円	ト 建物についての所有権に関する事件 建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1を加算した額 建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件 ヘに、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額 チ 地役権 承役地の時価の2分の1の額 リ 担保権 被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額 ヌ 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記手続請求事件 ホ、ヘ、チ及びリに準じた額 ル 詐害行為取消請求事件 取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額 オ 共有物分割請求事件 対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は持分の額 ウ 遺産分割請求事件 対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については、相続分の時価の3分の1の額 カ 遺留分減殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額 コ 金銭債権についての民事執行事件 請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を斟酌した時価相当額）
		報酬金 事件の経済的な利益の額が、 300万円以下の場合、4% 300万円を超え3000万円以下の場合、2%+6万円 3000万円を超え3億円以下の場合、1%+36万円 3億円を超える場合、0.6%+156万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。	
	4 督促手続事件	着手金 事件の経済的な利益の額が、 300万円以下の場合、2% 300万円を超え3000万円以下の場合、1%+3万円 3000万円を超え3億円以下の場合、0.5%+18万円 3億円を超える場合、0.3%+78万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※ 訴訟に移行したときの着手金は、1又は5の額と上記の額の差額とする。 ※ 着手金の最低額は原則として10万円	ト 建物についての所有権に関する事件 建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1を加算した額 建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件 ヘに、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額 チ 地役権 承役地の時価の2分の1の額 リ 担保権 被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額 ヌ 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記手続請求事件 ホ、ヘ、チ及びリに準じた額 ル 詐害行為取消請求事件 取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額 オ 共有物分割請求事件 対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は持分の額 ウ 遺産分割請求事件 対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については、相続分の時価の3分の1の額 カ 遺留分減殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額 コ 金銭債権についての民事執行事件 請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を斟酌した時価相当額）
		報酬金 1又は5の額の2分の1 ※ 報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求ができる。	

事 件 等		報 酬 の 種 類	弁 護 士 報 酬 の 額		備 考	
5	手形・小切手訴訟事件	着 手 金	事件の経済的な利益の額が、 300万円以下の場合、4% 300万円を超え3000万円以下の場合、2.5%+4.5万円 3000万円を超え3億円以下の場合、1.5%+34.5万円 3億円を超える場合、1%+184.5万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※ 着手金の最低額は、原則として10万円			
		報 酬 金	事件の経済的な利益の額が、 300万円以下の場合、8% 300万円を超え3000万円以下の場合、5%+9万円 3000万円を超え3億円以下の場合、3%+69万円 3億円を超える場合、2%+369万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。			
6	離婚事件	調停事件 交渉事件	着 手 金	30万円以上50万円以下 ※ 離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1	※ 財産分与、慰謝料等の請求は、1又は2で算定された額を加算する。	
		訴訟事件	着 手 金	40万円以上60万円以下 ※ 離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1		
7	境界に関する事件	着 手 金	40万円以上60万円以下 ※ 1の額が上記の額より上回るときは、1による。 ※ 上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。	※ 境界に関する事件とは、境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他をいう。 ※ 調停及び示談交渉事件の場合は、左の額を、それぞれ3分の2に減額することができる。 ※ 示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、左の額又は1の額の2分の1。		
8	借地非訟事件	着 手 金	借地権の額が5000万円以下の場合、30万円以上50万円以下		※ 調停事件・示談交渉事件は左に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。 ※ 示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、左の着手金の額の2分の1。	
			借地権の額が5000万円を超える場合、上記の「標準となる額」に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額			
		報 酬 金	申立人の場合	申立の認容		借地権の額の2分の1を経済的利益的利益の額として、1による。
				相手方の介入権認容		財産上の給付額の2分の1を経済的利益的利益の額として、1による。
			相手方の場合	申立の却下又は介入権の認容		借地権の額の2分の1を経済的利益的利益の額として、1による。
賃料の増額の認容	賃料増額分の7年分を経済的利益的利益の額として、1による。					
財産上の給付の認容	財産上の給付額を経済的利益的利益の額として、1による。					
9	保全命令申立事件等	着 手 金	1の着手金の額の2分の1。審尋又は口頭弁論を経たときは、1の着手金の額の3分の2。 ※ 着手金の最低額は10万円		※ 本案事件と併せて受任したときでも、本案事件とは別に受けることができる。	
		報 酬 金	事件が重大又は複雑なとき、1の報酬金の額の4分の1。 審尋又は口頭弁論を経たとき、1の報酬金の額の3分の1。 本案の目的を達したとき、1の報酬金に準じて受けることができる。			
10	民事執行事件	着 手 金	1の着手金の額の2分の1。		※ 本案事件と併せて受任したときでも、本案事件とは別に受けることができる。この場合の着手金は、1の3分の1を限度とする。 ※ 着手金の最低額は5万円。	
		報 酬 金	1の報酬金の額の4分の1。			
	執行停止事件	着 手 金	1の着手金の額の2分の1。			
		報 酬 金	事件が重大又は複雑なとき、1の報酬金の額の4分の1。			

事 件 等	報酬の種類	弁 護 士 報 酬 の 額	備 考
11 破産・和議・会社整理・特別清算、会社更生の申立事件	着 手 金	資本金、資産、負債額、関係人等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 事業者の自己破産 50万円以上 (2) 非事業者の自己破産 20万円以上 (3) 自己破産以外の破産 50万円以上 (4) 事業者の和議 100万円以上 (5) 非事業者の和議 30万円以上 (6) 会社整理 100万円以上 (7) 特別清算 100万円以上 (8) 会社更生 200万円以上	※ 保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。
	報 酬 金	1に準ずる（この場合の経済的利益の額は、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する）。 ただし、前記(1)(2)の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。	
12 任意整理事件（11の各事件に該当しない債務整理事件）	着 手 金	資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 事業者の任意整理 50万円以上 (2) 非事業者の任意整理 20万円以上	
	報 酬 金	イ 事件が清算により終了したとき (1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資産額（債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額。以下同じ）につき、 500万円以下の場合、 15% 500万円を超え1000万円以下の場合、10%+25万円 1000万円を超え5000万円以下の場合、8%+45万円 5000万円を超え1億円以下の場合、 6%+145万円 1億円を超える場合、 5%+245万円 (2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資産額につき、 5000万円以下の場合、 3% 5000万円を超え1億円以下の場合、 2%+ 50万円 1億円を超える場合、 1%+150万円 ロ 事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときは、11の報酬に準ずる。 ハ 事件の処理について裁判上の手続を要したときは、イロに定めるほか、相応の報酬金を受けることができる。	
13 行政上の審査請求・異議申立・再審査請求その他の不服申立事件	着 手 金	1の着手金の額の3分の2の額	※ 審尋又は口頭審理等を経たときは、1に準ずる。 ※ 着手金の最低額は10万円
	報 酬 金	1の報酬金の額の2分の1の額	

事 件 等	報酬の種類	弁 護 士 報 酬 の 額	備 考	
刑 事 事 件	1 起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ）の事案簡明な刑事事件	着 手 金	30万円以上50万円以下	※ 事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は煩雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であつて、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公判開廷数が2ないし3回程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く）をいう。 ※ 同一弁護士が起訴前に受任した事件を起訴後も引き続き受任するときは1の着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。 ※ 同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額することができる。 ※ 検察官上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻し若しくは破棄移送の言い渡しがあつたときの報酬金は、費やした時間執務量を考慮したうえで、1による。
		報 酬 金	起 訴 前 不 起 訴 30万円以上50万円以下 求 略 式 命 令 上記の額を超えない額 起 訴 後 刑の執行猶予 30万円以上50万円以下 求 刑 され た 刑 が 軽 減 され た 場 合 上記の額を超えない額	
	2 起訴前及び起訴後の1以外の事件及び再審事件	着 手 金	50万円以上	
		報 酬 金	起 訴 前 不 起 訴 50万円以上 求 略 式 命 令 50万円以上 起 訴 後 無 罪 60万円以上 刑の執行猶予 50万円以上 求 刑 され た 刑 が 軽 減 され た 場 合 軽減の程度による相当額	

			検察官上訴が棄却された場合	50万円以上		
	3 再審請求事件	着手金	50万円以上			
		報酬金	50万円以上			
	4 保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示等の申立て	着手報酬金	依頼者との協議により、被告事件及び被疑事件のものは別に受けることができる。			
		報酬金	1件につき、30万円以上			告訴が受理されたときは、報酬金が発生します。
少年事件	1 家庭裁判所送致前及び送致後 2 抗告・再抗告及び保護処分取消	着手金	30万円以上 50万円以下		※ 家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮し、事件の重大性等により、増減額することができる。 ※ 同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。 ※ 追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額することができる。 ※ 逆送致事件は、刑事事件の1及び2による。ただし、同一弁護士が受任する場合の着手金は、送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の範囲内で減額できる。	
		報酬金	非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	30万円以上		
		報酬金	その他	30万円以上 50万円以下		

	事件等（手数料の項目）	分類	弁護士報酬（手数料）の額	備考
裁判外の 手数料	1 証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金と別に受けることができる）	基本	20万円に民事事件の1により算定された額の10%を加算した額	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	2 即決和解（本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することができる）	示談交渉を要しない場合	経済的な利益の額 300万円以下の場合、10万円 300万円を超え 3000万円以下の場合、1%+7万円 3000万円を超え 3億円以下の場合、0.5%+22万円 3億円を超える場合、0.3%+82万円	
		示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、民事事件の2、6ないし8による。	
	3 公示催告		2の示談交渉を要しない場合と同額	
	4 倒産整理事件の債権届出	基本	5万円以上 10万円以下	
特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者の協議により定める額		
5 簡易な家事審判（家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの）		10万円以上 20万円以下		
1 法律関係調査（事実関係調査を含む）	基本	10万円以上 200万円以下		
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額		
	2 契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1000万円未満のもの 10万円 経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの 20万円 経済的利益の額が1億円以上のもの 30万円以上	

	非定型	基 本	経済的な利益の額が、 300万円以下の場合、10万円 300万円を超え3000万円以下の場合、 1%+7万円 3000万円を超え3億円以下の場合、 0.3%+28万円 3億円を超える場合、 0.1%+88万円	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	公正証書にする場合		上記の手数料に3万円を加算する。	
3 内容証明郵便作成	基 本		弁護士名の表示の有無を区別せず、3万円以上5万円以下	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
4 遺言書作成	定 型		10万円以上20万円以下	
	非定型	基 本	経済的な利益の額が、 300万円以下の場合、20万円 300万円を超え3000万円以下の場合、 1%+17万円 3000万円を超え3億円以下の場合、 0.3%+38万円 3億円を超える場合、 0.1%+98万円	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	公正証書にする場合		上記の手数料に3万円を加算する。	
5 遺言執行	基 本		経済的な利益の額が、 300万円以下の場合、30万円 300万円を超え3000万円以下の場合、 2%+24万円 3000万円を超え3億円以下の場合、 1%+54万円 3億円を超える場合、 0.5%+204万円	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額	
		遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求できる。	
6 会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算		資本金若しくは総資産額のうち高い額又は増減資額が、 1000万円以下の場合、4% 1000万円を超え2000万円以下の場合、 3%+10万円 2000万円を超え1億円以下の場合、 2%+30万円 1億円を超え2億円以下の場合、 1%+130万円 2億円を超え20億円以下の場合、 0.5%+230万円 20億円を超える場合、 0.3%+630万円	
7 会社設立等以外の登記等	申請手続		1件5万円以上	※ 事案により増減額できる。
	基 本		30万円以上	
		総会準備も指導する場合	50万円以上	
9 現物出資等証明(商法第173条第3項等及び有限会社法第12条の3第3項等に基づく証明)			1件30万円	※ 出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して増減額できる。
10 簡易な自賠責請求(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)			次により算定された額 給付金額が150万円以下の場合、3万円 給付金額が150万円を越える場合、 給付金額の2%	※ 損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には増減額できる。

報酬の種類	区 分	弁護士報酬の額	備 考
顧 問 料	事業者の顧問料	月額3万円以上	
	非事業者の顧問料	年額12万円(月額1万円円)以上	
日 当	半 日 1 日	3万円以上10万円以下 5万円以上20万円以下	半日(往復2時間を超え4時間まで) 1日(往復4時間を超える場合)

(注)

1 タイムチャージ

依頼者との協議により、上の表によらず、弁護士報酬の額を、1時間ごとに1万円以上の時間制（実費を含まない）にすることができる。

2 弁護士報酬の支払時期

イ 着手金 事件又は法律事務（以下「事件等」という）の依頼を受けたとき

ロ 報酬金 事件等の処理が終了したとき。

ハ その他の弁護士報酬規定に特に定めのあるときはそれに従い、定めがないときは依頼者との協議により定められたとき。

3 事件等の個数等

イ 弁護士報酬は1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とする。裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは別事件となります。

ロ 同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

4 依頼者の人数と弁護士報酬請求権等

イ 弁護士は各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。

ロ 紛争の実態が共通な複数の事件を受任するとき若しくは複数の依頼者から委任事務処理の一部を共通とする同種事件を受任するときは、弁護士報酬を減額することができる。

ハ 1件の事件等を複数の弁護士を受任したときは、各弁護士は、各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき若しくは複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたときには、それぞれの弁護士報酬を加算して請求することができる。

5 弁護士費用の増減

イ 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別な事情にあるときは、弁護士報酬の支払時期を変更し又は減額若しくは免除できる。

ロ 事件等が特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じたときは、弁護士報酬を増額することができる。

ハ 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、着手金を減額して、報酬金を増額することができる。

6 委任契約の中途終了

イ 事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、清算する。

ロ イにおいて、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済の弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、依頼者と協議のうえ、全部又は一部を返還しないことができる。

ハ イにおいて、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

7 事件処理の中止等

依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅滞したときは、あらかじめ依頼者に通知し、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。

8 同時履行

依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。

9 消費税の加算

弁護士報酬には、別途、消費税がかかります。

(別紙)

民事事件1項事案の着手金・報酬金速算表

訴訟事件（手形・小切手訴訟事件を除く）非訟事件，家事審判事件，行政審判事件及び仲裁事件の場合

下記着手金、報酬金には、別途消費税が加算されたものが、弁護士費用の総額となります（(規定民事事件1項関係)

経済的利益 の 価 額 (万円)	着 手 金		報 酬 金			
	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ～ (円)	標準額 (円)	増減許容額 (円) ～ (円)		
10	100,000	着手金の最低額は100,000円、ただし、125万円以下の着手金は、100,000円以下に減額できる。	16,000	11,200	20,800	
20	100,000		32,000	22,400	41,600	
30	100,000		48,000	33,600	62,400	
40	100,000		64,000	44,800	83,200	
50	100,000		80,000	56,000	104,000	
60	100,000		96,000	67,200	124,800	
70	100,000		112,000	78,400	145,600	
80	100,000		128,000	89,600	166,400	
90	100,000		144,000	100,800	187,200	
100	100,000		160,000	112,000	208,000	
110	100,000		176,000	123,200	228,800	
120	100,000		192,000	134,400	249,600	
130	104,000	100,000～	135,200	208,000	145,600～	270,400
140	112,000	100,000～	145,600	224,000	156,800～	291,200
150	120,000	100,000～	156,000	240,000	168,000～	312,000
160	128,000	100,000～	166,400	256,000	179,200～	332,800
170	136,000	100,000～	176,800	272,000	190,400～	353,600
180	144,000	100,800～	187,200	288,000	201,600～	374,400
190	152,000	106,400～	197,600	304,000	212,800～	395,200
200	160,000	112,000～	208,000	320,000	224,000～	416,000
210	168,000	117,600～	218,400	336,000	235,200～	436,800
220	176,000	123,200～	228,800	352,000	246,400～	457,600
230	184,000	128,800～	239,200	368,000	257,600～	478,400
240	192,000	134,400～	249,600	384,000	268,800～	499,200
250	200,000	140,000～	260,000	400,000	280,000～	520,000
260	208,000	145,600～	270,400	416,000	291,200～	540,800
270	216,000	151,200～	280,800	432,000	302,400～	561,600
280	224,000	156,800～	291,200	448,000	313,600～	582,400
290	232,000	162,400～	301,600	464,000	324,800～	603,200
300	240,000	168,000～	312,000	480,000	336,000～	624,000
310	245,000	171,500～	318,500	490,000	343,000～	637,000
320	250,000	175,000～	325,000	500,000	350,000～	650,000
330	255,000	178,500～	331,500	510,000	357,000～	663,000
340	260,000	182,000～	338,000	520,000	364,000～	676,000
350	265,000	185,500～	344,500	530,000	371,000～	689,000
360	270,000	189,000～	351,000	540,000	378,000～	702,000
370	275,000	192,500～	357,500	550,000	385,000～	715,000
380	280,000	196,000～	364,000	560,000	392,000～	728,000
390	285,000	199,500～	370,500	570,000	399,000～	741,000
400	290,000	203,000～	377,000	580,000	406,000～	754,000
410	295,000	206,500～	383,500	590,000	413,000～	767,000
420	300,000	210,000～	390,000	600,000	420,000～	780,000
430	305,000	213,500～	396,500	610,000	427,000～	793,000
440	310,000	217,000～	403,000	620,000	434,000～	806,000
450	315,000	220,500～	409,500	630,000	441,000～	819,000
460	320,000	224,000～	416,000	640,000	448,000～	832,000
470	325,000	227,500～	422,500	650,000	455,000～	845,000

経済的利益 の 価 額 (万円)	着 手 金			報 酬 金		
	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ～ (円)		標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ～ (円)	
480	330,000	231,000～	429,000	660,000	462,000～	858,000
490	335,000	234,500～	435,500	670,000	469,000～	871,000
500	340,000	238,000～	442,000	680,000	476,000～	884,000
510	345,000	241,500～	448,500	690,000	483,000～	897,000
520	350,000	245,000～	455,000	700,000	490,000～	910,000
530	355,000	248,500～	461,500	710,000	497,000～	923,000
540	360,000	252,000～	468,000	720,000	504,000～	936,000
550	365,000	255,500～	474,500	730,000	511,000～	949,000
560	370,000	259,000～	481,000	740,000	518,000～	962,000
570	375,000	262,500～	487,500	750,000	525,000～	975,000
580	380,000	266,000～	494,000	760,000	532,000～	988,000
590	385,000	269,500～	500,500	770,000	539,000～	1,001,000
600	390,000	273,000～	507,000	780,000	546,000～	1,014,000
610	395,000	276,500～	513,500	790,000	553,000～	1,027,000
620	400,000	280,000～	520,000	800,000	560,000～	1,040,000
630	405,000	283,500～	526,500	810,000	567,000～	1,053,000
640	410,000	287,000～	533,000	820,000	574,000～	1,066,000
650	415,000	290,500～	539,500	830,000	581,000～	1,079,000
660	420,000	294,000～	546,000	840,000	588,000～	1,092,000
670	425,000	297,500～	552,500	850,000	595,000～	1,105,000
680	430,000	301,000～	559,000	860,000	602,000～	1,118,000
690	435,000	304,500～	565,500	870,000	609,000～	1,131,000
700	440,000	308,000～	572,000	880,000	616,000～	1,144,000
710	445,000	311,500～	578,500	890,000	623,000～	1,157,000
720	450,000	315,000～	585,000	900,000	630,000～	1,170,000
730	455,000	318,500～	591,500	910,000	637,000～	1,183,000
740	460,000	322,000～	598,000	920,000	644,000～	1,196,000
750	465,000	325,500～	604,500	930,000	651,000～	1,209,000
760	470,000	329,000～	611,000	940,000	658,000～	1,222,000
770	475,000	332,500～	617,500	950,000	665,000～	1,235,000
780	480,000	336,000～	624,000	960,000	672,000～	1,248,000
790	485,000	339,500～	630,500	970,000	679,000～	1,261,000
800	490,000	343,000～	637,000	980,000	686,000～	1,274,000
810	495,000	346,500～	643,500	990,000	693,000～	1,287,000
820	500,000	350,000～	650,000	1,000,000	700,000～	1,300,000
830	505,000	353,500～	656,500	1,010,000	707,000～	1,313,000
840	510,000	357,000～	663,000	1,020,000	714,000～	1,326,000
850	515,000	360,500～	669,500	1,030,000	721,000～	1,339,000
860	520,000	364,000～	676,000	1,040,000	728,000～	1,352,000
870	525,000	367,500～	682,500	1,050,000	735,000～	1,365,000
880	530,000	371,000～	689,000	1,060,000	742,000～	1,378,000
890	535,000	374,500～	695,500	1,070,000	749,000～	1,391,000
900	540,000	378,000～	702,000	1,080,000	756,000～	1,404,000
910	545,000	381,500～	708,500	1,090,000	763,000～	1,417,000
920	550,000	385,000～	715,000	1,100,000	770,000～	1,430,000
930	555,000	388,500～	721,500	1,110,000	777,000～	1,443,000
940	560,000	392,000～	728,000	1,120,000	784,000～	1,456,000
950	565,000	395,500～	734,500	1,130,000	791,000～	1,469,000
960	570,000	399,000～	741,000	1,140,000	798,000～	1,482,000
970	575,000	402,500～	747,500	1,150,000	805,000～	1,495,000
980	580,000	406,000～	754,000	1,160,000	812,000～	1,508,000
990	585,000	409,500～	760,500	1,170,000	819,000～	1,521,000

経済的利益 の 価 額 (万円)	着 手 金		報 酬 金	
	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ~ (円)	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ~ (円)
1,000	590,000	413,000~ 767,000	1,180,000	826,000~ 1,534,000
1,100	640,000	448,000~ 832,000	1,280,000	896,000~ 1,664,000
1,200	690,000	483,000~ 897,000	1,380,000	966,000~ 1,794,000
1,300	740,000	518,000~ 962,000	1,480,000	1,036,000~ 1,924,000
1,400	790,000	553,000~ 1,027,000	1,580,000	1,106,000~ 2,054,000
1,500	840,000	588,000~ 1,092,000	1,680,000	1,176,000~ 2,184,000
1,600	890,000	623,000~ 1,157,000	1,780,000	1,246,000~ 2,314,000
1,700	940,000	658,000~ 1,222,000	1,880,000	1,316,000~ 2,444,000
1,800	990,000	693,000~ 1,287,000	1,980,000	1,386,000~ 2,574,000
1,900	1,040,000	728,000~ 1,352,000	2,080,000	1,456,000~ 2,704,000
2,000	1,090,000	763,000~ 1,417,000	2,180,000	1,526,000~ 2,834,000
2,100	1,140,000	798,000~ 1,482,000	2,280,000	1,596,000~ 2,964,000
2,200	1,190,000	833,000~ 1,547,000	2,380,000	1,666,000~ 3,094,000
2,300	1,240,000	868,000~ 1,612,000	2,480,000	1,736,000~ 3,224,000
2,400	1,290,000	903,000~ 1,677,000	2,580,000	1,806,000~ 3,354,000
2,500	1,340,000	938,000~ 1,742,000	2,680,000	1,876,000~ 3,484,000
2,600	1,390,000	973,000~ 1,807,000	2,780,000	1,946,000~ 3,614,000
2,700	1,440,000	1,008,000~ 1,872,000	2,880,000	2,016,000~ 3,744,000
2,800	1,490,000	1,043,000~ 1,937,000	2,980,000	2,086,000~ 3,874,000
2,900	1,540,000	1,078,000~ 2,002,000	3,080,000	2,156,000~ 4,004,000
3,000	1,590,000	1,113,000~ 2,067,000	3,180,000	2,226,000~ 4,134,000
3,500	1,740,000	1,218,000~ 2,262,000	3,480,000	2,436,000~ 4,524,000
4,000	1,890,000	1,323,000~ 2,457,000	3,780,000	2,646,000~ 4,914,000
4,500	2,040,000	1,428,000~ 2,652,000	4,080,000	2,856,000~ 5,304,000
5,000	2,190,000	1,533,000~ 2,847,000	4,380,000	3,066,000~ 5,694,000
5,500	2,340,000	1,638,000~ 3,042,000	4,680,000	3,276,000~ 6,084,000
6,000	2,490,000	1,743,000~ 3,237,000	4,980,000	3,486,000~ 6,474,000
6,500	2,640,000	1,848,000~ 3,432,000	5,280,000	3,696,000~ 6,864,000
7,000	2,790,000	1,953,000~ 3,627,000	5,580,000	3,906,000~ 7,254,000
7,500	2,940,000	2,058,000~ 3,822,000	5,880,000	4,116,000~ 7,644,000
8,000	3,090,000	2,163,000~ 4,017,000	6,180,000	4,326,000~ 8,034,000
8,500	3,240,000	2,268,000~ 4,212,000	6,480,000	4,536,000~ 8,424,000
9,000	3,390,000	2,373,000~ 4,407,000	6,780,000	4,746,000~ 8,814,000
9,500	3,540,000	2,478,000~ 4,602,000	7,080,000	4,956,000~ 9,204,000
1 億	3,690,000	2,583,000~ 4,797,000	7,380,000	5,166,000~ 9,594,000
1 億 1,000	3,990,000	2,793,000~ 5,187,000	7,980,000	5,586,000~ 10,374,000
1 億 2,000	4,290,000	3,003,000~ 5,577,000	8,580,000	6,006,000~ 11,154,000
1 億 3,000	4,590,000	3,213,000~ 5,967,000	9,180,000	6,426,000~ 11,934,000
1 億 4,000	4,890,000	3,423,000~ 6,357,000	9,780,000	6,846,000~ 12,714,000
1 億 5,000	5,190,000	3,633,000~ 6,747,000	10,380,000	7,266,000~ 13,494,000
1 億 6,000	5,490,000	3,843,000~ 7,137,000	10,980,000	7,686,000~ 14,274,000
1 億 7,000	5,790,000	4,053,000~ 7,527,000	11,580,000	8,106,000~ 15,054,000
1 億 8,000	6,090,000	4,263,000~ 7,917,000	12,180,000	8,526,000~ 15,834,000
1 億 9,000	6,390,000	4,473,000~ 8,307,000	12,780,000	8,946,000~ 16,614,000
2 億	6,690,000	4,683,000~ 8,697,000	13,380,000	9,366,000~ 17,394,000
2 億 1,000	6,990,000	4,893,000~ 9,087,000	13,980,000	9,786,000~ 18,174,000
2 億 2,000	7,290,000	5,103,000~ 9,477,000	14,580,000	10,206,000~ 18,954,000
2 億 3,000	7,590,000	5,313,000~ 9,867,000	15,180,000	10,626,000~ 19,734,000
2 億 4,000	7,890,000	5,523,000~ 10,257,000	15,780,000	11,046,000~ 20,514,000
2 億 5,000	8,190,000	5,733,000~ 10,647,000	16,380,000	11,466,000~ 21,294,000
2 億 6,000	8,490,000	5,943,000~ 11,037,000	16,980,000	11,886,000~ 22,074,000
2 億 7,000	8,790,000	6,153,000~ 11,427,000	17,580,000	12,306,000~ 22,854,000

経済的利益 の 価 額 (万円)	着 手 金		報 酬 金	
	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ~ (円)	標 準 額 (円)	増減許容額 (円) ~ (円)
2億8,000	9,090,000	6,363,000~ 11,817,000	18,180,000	12,726,000~ 23,634,000
2億9,000	9,390,000	6,573,000~ 12,207,000	18,780,000	13,146,000~ 24,414,000
3億	9,690,000	6,783,000~ 12,597,000	19,380,000	13,566,000~ 25,194,000
3億5,000	10,690,000	7,483,000~ 13,897,000	21,380,000	14,966,000~ 27,794,000
4億	11,690,000	8,183,000~ 15,197,000	23,380,000	16,366,000~ 30,394,000
4億5,000	12,690,000	8,883,000~ 16,497,000	25,380,000	17,766,000~ 32,994,000
5億	13,690,000	9,583,000~ 17,797,000	27,380,000	19,166,000~ 35,594,000
5億5,000	14,690,000	10,283,000~ 19,097,000	29,380,000	20,566,000~ 38,194,000
6億	15,690,000	10,983,000~ 20,397,000	31,380,000	21,966,000~ 40,794,000
6億5,000	16,690,000	11,683,000~ 21,697,000	33,380,000	23,366,000~ 43,394,000
7億	17,690,000	12,383,000~ 22,997,000	35,380,000	24,766,000~ 45,994,000
7億5,000	18,690,000	13,083,000~ 24,297,000	37,380,000	26,166,000~ 48,594,000
8億	19,690,000	13,783,000~ 25,597,000	39,380,000	27,566,000~ 51,194,000
8億5,000	20,690,000	14,483,000~ 26,897,000	41,380,000	28,966,000~ 53,794,000
9億	21,690,000	15,183,000~ 28,197,000	43,380,000	30,366,000~ 56,394,000
9億5,000	22,690,000	15,883,000~ 29,497,000	45,380,000	31,766,000~ 58,994,000
10億	23,690,000	16,583,000~ 30,797,000	47,380,000	33,166,000~ 61,594,000
10億5,000	24,690,000	17,283,000~ 32,097,000	49,380,000	34,566,000~ 64,194,000
11億	25,690,000	17,983,000~ 33,397,000	51,380,000	35,966,000~ 66,794,000
11億5,000	26,690,000	18,683,000~ 34,697,000	53,380,000	37,366,000~ 69,394,000
12億	27,690,000	19,383,000~ 35,997,000	55,380,000	38,766,000~ 71,994,000
12億5,000	28,690,000	20,083,000~ 37,297,000	57,380,000	40,166,000~ 74,594,000
13億	29,690,000	20,783,000~ 38,597,000	59,380,000	41,566,000~ 77,194,000
13億5,000	30,690,000	21,483,000~ 39,897,000	61,380,000	42,966,000~ 79,794,000
14億	31,690,000	22,183,000~ 41,197,000	63,380,000	44,366,000~ 82,394,000
14億5,000	32,690,000	22,883,000~ 42,497,000	65,380,000	45,766,000~ 84,994,000
15億	33,690,000	23,583,000~ 43,797,000	67,380,000	47,166,000~ 87,594,000
15億5,000	34,690,000	24,283,000~ 45,097,000	69,380,000	48,566,000~ 90,194,000
16億	35,690,000	24,983,000~ 46,397,000	71,380,000	49,966,000~ 92,794,000
16億5,000	36,690,000	25,683,000~ 47,697,000	73,380,000	51,366,000~ 95,394,000
17億	37,690,000	26,383,000~ 48,997,000	75,380,000	52,766,000~ 97,994,000
17億5,000	38,690,000	27,083,000~ 50,297,000	77,380,000	54,166,000~ 100,594,000
18億	39,690,000	27,783,000~ 51,597,000	79,380,000	55,566,000~ 103,194,000
18億5,000	40,690,000	28,483,000~ 52,897,000	81,380,000	56,966,000~ 105,794,000
19億	41,690,000	29,183,000~ 54,197,000	83,380,000	58,366,000~ 108,394,000
19億5,000	42,690,000	29,883,000~ 55,497,000	85,380,000	59,766,000~ 110,994,000
20億	43,690,000	30,583,000~ 56,797,000	87,380,000	61,166,000~ 113,594,000
21億	45,690,000	31,983,000~ 59,397,000	91,380,000	63,966,000~ 118,794,000
22億	47,690,000	33,383,000~ 61,997,000	95,380,000	66,766,000~ 123,994,000
23億	49,690,000	34,783,000~ 64,597,000	99,380,000	69,566,000~ 129,194,000
24億	51,690,000	36,183,000~ 67,197,000	103,380,000	72,366,000~ 134,394,000
25億	53,690,000	37,583,000~ 69,797,000	107,380,000	75,166,000~ 139,594,000
26億	55,690,000	38,983,000~ 72,397,000	111,380,000	77,966,000~ 144,794,000
27億	57,690,000	40,383,000~ 74,997,000	115,380,000	80,766,000~ 149,994,000
28億	59,690,000	41,783,000~ 77,597,000	119,380,000	83,566,000~ 155,194,000
29億	61,690,000	43,183,000~ 80,197,000	123,380,000	86,366,000~ 160,394,000
30億	63,690,000	44,583,000~ 82,797,000	127,380,000	89,166,000~ 165,594,000
50億	103,690,000	72,583,000~ 134,797,000	207,380,000	145,166,000~ 269,594,000
70億	143,690,000	100,583,000~ 186,797,000	287,380,000	201,166,000~ 373,594,000
100億	203,690,000	142,583,000~ 264,797,000	407,380,000	285,166,000~ 529,594,000